

① 保険証について

◆新しい保険証は薄紫色です

現在お使いいただいている「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までとなっております。

8月1日からお使いいただく新しい保険証（薄紫色）は7月中旬頃に被保険者のお宅に簡易書留でお届けします。現在お持ちの保険証（オレンジ色）は、8月1日以降使用できませんので各自で処分してください。（返却は不要です。）

※簡易書留は受け取り印が必要になりますので、入院などご不在の場合には、保険証が受け取れないことがあります。住所地以外に送付を希望される場合は、事前に各総合支所・出張所で送付先変更の手続きをしてください。（印鑑が必要になります。）

◆点字シールを貼った保険証をご希望の方へ

新しい保険証に「保険証」、封筒に「保険証在中」と点字シールを貼ってお送りします。ご希望の方は、健康増進課医療保険班へ6月27日（金）までにご連絡いただきますようお願いいたします。

② 保険料について
平成 26 年度の
保険料額決定通知書と納入通知書を7月中旬に送ります

◆保険料の決まり方

1年間の保険料は、被保険者全員に等しく負担していただく「均等割額」と被保険者本人の平成25年中の所得に応じてご負担いただく「所得割額」の合計額からなり、被保険者一人ひとりに賦課されます。

$$\text{1年間の保険料} = \text{均等割額 50,431円} + \text{所得割額 (前年所得 - 33万円) × 10.17\%}$$

※所得の少ない方は、保険料が軽減される場合があります。

◆保険料の納め方は、次の2つの方法によります

○特別徴収（年金からの天引き）となる方

昨年12月1日までに後期高齢者医療保険の被保険者なり、年金の受給額が年18万円以上の方で介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えない方が対象となります。

※「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとならない場合があります。

○普通徴収（納付書または口座振替での納付）となる方

特別徴収に該当されない方は、普通徴収となります。（口座振替の手続きをされていない方は納付書での納付となります。）